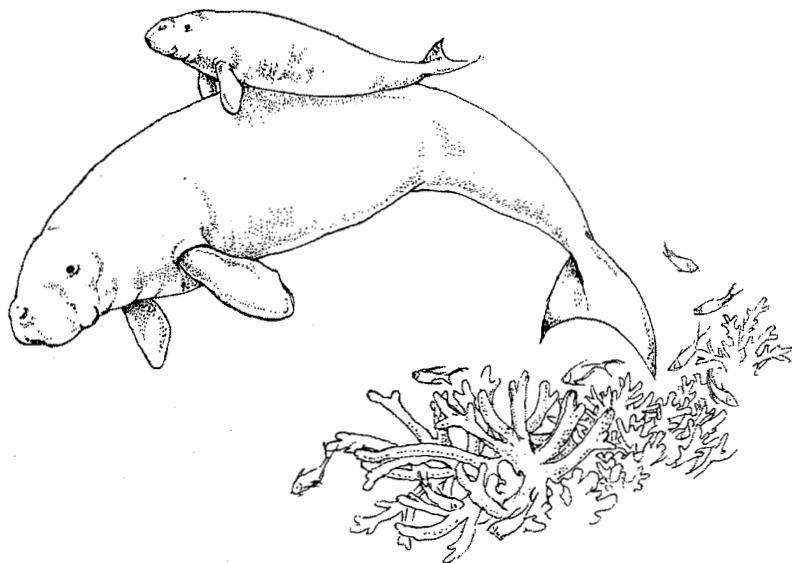


ここがモンダイ 種の保存法



2005年10月17日版

野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク

〈目次〉

はじめに	…4
提言1 — 絶滅のおそれのある動植物種の生息地を守るために ～生息地等保護区の拡大	…6
提言2 — 種の指定に関する問題 その1 海生哺乳類等にも法の適用を	…8
提言3 — 種の指定に関する問題 その2 種指定を拡大し地域個体群も対象へ	…10
提言4 — 公共事業によって引き起こされる種の絶滅を防ぐ	…12
提言5 — 国際希少種の密輸入の阻止及び密輸された個体の取り扱い	…14
提言6 — 国際希少種の国内取引規制	…16
提言7 — 絶滅に瀕する種の回復計画 保護増殖計画から、生息地の保全と回復を重点とした保護回復計画へ	…18
提言8 — 市民訴訟条項	…22

◆資料

「種の保存法」(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)と SARA(Species at Risk Act, Canada)の比較	…24
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議	…27
我が国における絶滅のおそれのある野生生物の種数	…29
国内希少野生動植物種	…30
海生哺乳類のRDB掲載状況	…32
「種の保存法」に関して水産庁と環境庁が交わした覚書	…33
ヤンバルクイナ保護増殖事業計画	…34
アメリカの「絶滅危惧種法」(ESA)の保護回復計画の一例： ホオジロシマアカゲラ保護回復計画第2版	…36
「種の保存法」違反事件(密輸等)の主なメディア報道	…39
平成15年度、税関における任意放棄台帳(動物)	…44

オオウミガラス：チドリ目
「太った鳥=penguin」と名づけられた人見知
りしない鳥は、肉と羽毛、脂、卵の採取目
的で手当たりしだい捕獲されて生息地をせ
ばめ、1844年にとうとう最後の2羽が殺さ
れて絶滅した。



はじめに

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(以下、「種の保存法」)は、1992年の通常国会で可決され、1993年4月から施行された。種の保存法は、絶滅のおそれのある国内の希少野生動植物種を保存する役割、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(以下、ワシントン条約)の国内法としての役割の二つの役割をもって誕生した。この背景には、以下のような事情がある。1989年に日本自然保護協会とWWFジャパンから出版された「我が国における保護上重要な植物種の現状(植物種レッドデータブック)」は、我が国の高等植物の18%が絶滅の危機に瀕していることを明らかにし、続いて出版された環境庁のレッドデータブックでも、我が国の哺乳類の23%、鳥類の12%が絶滅の危機にあることなどが明らかとなった。また、ワシントン条約は絶滅のおそれのある野生生物を国際取引による減少から守るため1973年に採択され、1975年に発効した。我が国は、1980年によくやく加盟国となつたが、クジラ類、ウミガメ類など多くの種を留保し、国際的な批判を浴びていた。ワシントン条約に対応する国内法がないことも大きな問題であり、国際取引を規制する条約に加盟しても、国内取引が合法であれば密輸はとまらない。1992年には、ブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)において、生物多様性条約が採択される中で、我が国がこの状態を放置しておくことはできなかった。

レッドデータブックという科学的根拠と生物多様性保全の国際的潮流を背景に成立した種の保存法ではあるが、実際に政令で保護対象の種を指定する際に大きな問題につきあつた。1973年に制定された米国の「絶滅危惧種法」(Endangered Species Act)と比較すると、日本の「種の保存法」は、種を指定する環境大臣の権限が弱く、さらに市民活動はほとんど位置づ

けがない。具体的には、米国では魚類野生生物局を所管する内務長官が科学的な根拠に基づいて種を指定するが、日本では閣議決定を必要とするため、農林水産大臣や国土交通大臣の了解がなければ種指定することはできない。もし内務長官が、政治的な意図に基づいて種指定を遅らせば、米国法では市民訴訟を起こすことができる。しかし日本の「種の保存法」では、中央環境審議会の段階でパブリックコメントが求められる程度であり、市民から種指定を発議することはできない。その結果、現在、国内希少野生動植物種に政令で指定されているのは、哺乳類4種、鳥類39種、爬虫類1種、両生類1種、魚類4種、昆虫類5種、植物19種の計73種であり、レッドデータブックに絶滅のおそれのある種として記載されている2,662種のわずか2.7%にすぎない。とくに海生生物に関しては、1993年の水産庁長官と環境庁自然保護局長との覚え書きによって、「種の保存法」からまったく除外されている（後の2002年にジュゴンのみ例外とすることになった）。

2003年国会において、「種の保存法」の一部改正が行われたが、これは国際希少野生動植物種の国内登録機関の認定に関する些細な改正であり、「種の保存法」が国内外の野生生物の保護に実効性を持つためには、抜本的な改正が必要である。当ネットワークでは、2002年にカナダの種の保存法成立に尽力されたローラ・テルフォードさんを招いてシンポジウムを開催するなど、種の保存法の検討をすすめてきたが、このたび加盟団体からの意見をもとに、当ネットワークの主張をあらためて資料集にまとめた。この資料集をもとに、「種の保存法」の抜本的改正にむけた議論を高めていきたい。

二ホンオオカミ：食肉目イヌ科
オオカミの中では最も小型の亜種。「ヤマイヌ」「大神」と呼ばれ、山の神としてあがめられていた。1905年絶滅。

